

令和 7 年度入所手続きについて

4 月入所

保育園

小規模保育事業施設

事業所内保育事業施設

認定こども園（保育認定）

※保育園等の利用は保護者が「保育を必要とする事由」に該当することが要件となります※



鹿沼市 こども未来部

保育課 保育認定係

市役所行政棟 2 階⑤番窓口

TEL 0289-63-2174

目 次

【1】 教育・保育施設等について

- (1) 施設の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 教育・保育施設を利用する児童の認定区分・・・・・・・・ 2

【2】 保育施設（保育園等）の入所手続きについて

- (1) 申込みから入所までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 提出書類と保育を必要とする事由・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 申請書等の提出及び面接・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (4) 支給認定証（通知）の交付・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (5) 利用調整結果の通知（内定通知）・・・・・・・・・ 7
- (6) 入所保留について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

【3】 入所後の手続きについて

- (1) 利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) ならし保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (3) 入所後の認定変更及び退所について・・・・・・・・・・・・ 10
- (4) 育児休業を取得する場合・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (5) 異動（転園）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (6) 広域入所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

【4】 その他

- (1) よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (2) 保育施設利用申込確認表・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (3) 申請書等記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (4) 施設利用調整基準表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (5) 連携施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (6) 鹿沼市認可保育施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (7) 幼稚園・認定こども園・保育園・子育て支援マップ・・・・ 21

【1】 教育・保育施設等について

(1) 施設の種類

■ 保育園（保育所）

- 児童福祉施設として、小学校就学前までに必要な養護と教育を提供しています。
- 保護者の就労などの理由で、保育が必要な児童が入所できます。（保育認定）
- 保育認定ができなくなった場合は退所となります。

■ 幼稚園

- 満3歳から小学校就学前までの児童が、集団生活を通して学校教育を受けるところです。
- 園により就園時間が異なります。就労している保護者にも対応できるように預かり保育を実施している園もあります。

■ 認定こども園

- 幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設で、学校教育と保育を一緒に受けることができます。
- 保育枠を利用する場合は、保育園と同様に保育認定が必要になります。

■ 小規模保育事業施設

- 定員が19名以下の保育施設です。家庭的で手厚い保育を行っています。
- 入所できるのは0歳児クラスから2歳児クラスまでです。3歳児（年少）からは他の施設（幼稚園や保育園）に入ることになります。

■ 事業所内保育事業施設

- 会社や病院などの事業所内の保育施設で、保育園の配置基準に基づき、従業員の児童と一般の児童と一緒に保育します。
- 入所児童は従業員枠（従業員の児童）と地域枠（一般の児童）があります。
- 従業員枠での入所の場合は、事業所によって入所の条件が異なります。勤務先に確認してください。

(2) 教育・保育施設を利用する児童の認定区分

保育園や認定こども園の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定の申請は入所申請を兼ねています。

① 認定区分の種類

	認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設	認定時間
教育認定	1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の児童（2号認定を除く）	認定こども園 新制度幼稚園	教育標準時間
保育認定	2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする児童	保育園 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
	3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする児童	保育園 小規模保育事業施設 認定こども園	保育標準時間 保育短時間

② 保育の必要量

保育認定は、保育の必要量によって更に「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。利用できる時間が異なり、利用者負担額（保育料）も違います。

「保育標準時間」と「保育短時間」が利用できる時間帯は、各保育施設で異なります。

それぞれの利用できる時間や時間帯を超えて、保育施設を利用された場合には、延長保育となり延長保育料がかかります。詳しくは保育施設に直接ご確認ください。

保育の必要量の区分	就労状況等	利用可能時間
保育標準時間	120 時間以上/月（30 時間程度/週）	最長 11 時間/日
保育短時間	64 時間以上/月	最長 8 時間/日

【2】保育施設（保育園等）の入所手続きについて

（1）申込みから入所までの流れ

① 申請書等の配布

第1希望の保育施設（保育園等）で入所に必要な申請書等をお受け取りください。



② 申請書等の提出及び面接

【保育園が第1希望の方】

郵送で申請書等の必要書類を提出してください。事情により郵送が困難な場合は保育課（市役所2階5番窓口）へ提出をしてください。この時点では面接は行いません。

【認定こども園（保育認定）・小規模保育施設・事業所内保育事業施設が第1希望の方】

第1希望の保育施設に、申請書等の必要書類を提出し、面接を行います。

○面接は児童の心身の状況や、集団保育が可能かどうかの確認をするために行います。



③ 支給認定証の交付（※入所内定の通知ではありません。）（7ページ）

提出された申請書等に基づき保育認定し、支給認定証を交付します。（認定と保育必要量の区分は2ページ参照）

○支給認定証と利用調整結果通知書または入所保留の通知と一緒に届く場合があります。



④ 利用調整結果の通知（7ページ）

利用調整とは、保護者の希望や保育施設の状況などを考慮し、優先順位の高い方から入所施設を決めることです。決まった方から郵送でお知らせします。

○利用結果通知書が届きましたら、保育施設へ連絡の上、面接を実施してください。ただし、第1希望の認定こども園・小規模保育園で内定になり、申請書等の提出時に面接を終えている方は不要です。

○保育施設の入所説明会については、施設に直接ご確認ください。

※入所する施設が決まらなかった場合は、**入所保留の通知**が送られます。

詳しくは8ページを参照してください。

(2) 提出書類と保育を必要とする事由

① 提出書類

必要事項が記入された下記の書類を、6 ページに記載された方法でご提出ください。

※児童や世帯の状況により追加で提出をお願いする場合があります。

1	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 （記入例 15 ページ）
2	家庭状況調査票 （記入例 17 ページ）
3	年齢別生活状況 ・ 発育状況の不安や、既往歴、アレルギー、医療的ケアの必要性があれば必ず記載してください。事後申告の場合は、入所が取消になる場合があります。 ・ 申請時に未出生の場合は、出生後、入所希望月の 2 か月前までに提出してください。
4	保育の必要性を証明する書類（就労証明書等） ・ 5 ページを参照の上、該当する書類を提出してください。 ・ 65 歳未満（昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれ）の同居の祖父母（同住所で世帯分離している場合も含む）がいて、その祖父母が就労（64 時間以上/月）や疾病等により児童を保育できない場合も、書類を提出してください。
5	保育施設の入所に関する同意書 ・ 必ず確認事項を読み、ご理解いただいた上で署名してください。

以下の書類は、該当する場合のみ提出が必要です。

6	児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し ・ ひとり親家庭の場合は提出してください。上記証書を交付されていない方は書類提出の際にお申出ください。
7	第 2 子以降保育料等免除申請書 ・ 保護者が現に育てている 18 歳未満の児童（平成 19 年 4 月 2 日以降に生まれた児童が対象）のうち、申請する児童が第 2 子以降である場合。 ※ただし、次のいずれかに該当する者は、対象に含めることができます。 ①保護者が扶養している学生で 22 歳に達する年度までの者（転出者含む） ※学生証の写しの添付が必要です。入学見込みの場合は、入学後速やかに提出してください。 ②保護者が養育している障害者で 20 歳到達年度までの者（同居に限る） ※障害者手帳の写しの添付が必要です。
8	障害者手帳、療育手帳などの写し ・ 保護者、または養育する児童が交付されている場合は提出してください。
9	在籍・利用証明書 ・ 申請する児童の兄弟が次の施設に在籍、支援・保育を受けている場合、それを証明する証明書を提出してください（特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業施設、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設）
10	生活保護受給証明書 ・ 生活保護を受給されている世帯の場合は提出してください。

② 保育を必要とする事由と保育の必要性を証明する書類

保育を必要とする事由		提出書類
就労※1	月64時間以上の就労を常態として いる場合	就労証明書 ※自営業の場合、開業届出書や営業許可証、確定申告の写しなどの提出を求める場合があります。
母親の出産	出産予定月とその前後2か月（最長 5か月）	母子手帳の写し（表紙と出産予定日のページ）
保護者の疾病等	病気、障害などで保育が困難な場合	1.医師の診断書（ <u>児童の保育が困難な旨の記載があるもの</u> ） 2.障害者手帳・療育手帳等の写し（氏名・障害の区分がわかるページ） ※1.2 いずれかをご提出ください
親族の介護・看護	親族で病人や障害のある人の介護・ 看護をしている場合	1.医師の診断書（ <u>常時看護が必要な旨の記載があるもの</u> ） 2.障害者手帳・療育手帳等の写し（氏名・障害の区分がわかるページ） 3.介護保険被保険者証の写し（氏名・要介護度等がわかるページ） 4.介護・看護の申立書 ※1.2.3 いずれかと4をご提出ください
災害復旧	火災や自然災害があり、家屋等の復 旧にあたっている場合	罹災証明書等
就学	月64時間以上、学校や職業訓練校 に通っている場合	1.在学証明書等 2.授業内容・時間がわかるもの ※1.2 両方をご提出ください
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	保育課までご相談ください
求職活動※2	求職活動を行っている場合	求職活動申立書
その他特別な事情がある場合		保育課までご相談ください

※1 土曜日や休日の保育の必要性についても就労証明書で確認を行います。また、保育施設等に入所する前に退職予定の方は、求職活動申立書または新規就労先の就労証明書をご提出ください。

※2 求職活動理由の場合は、保育認定が効力を生じた日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までになります。

※各種証明書の内容について、証明元に問い合わせる場合がありますのでご了承ください。

○育児休業明けの入所の場合、4月入所できるのは、令和7年5月1日までに復職する方です（育児休業が令和7年4月30日まで）。令和7年5月2日以降に復職する場合は、5月以降の入所になります。

(3) 申請書等の提出及び面接

【第1希望が公立保育園・民間保育園の方】

○申請書等の受付について

申請書等の提出は必要書類をすべて同封し、郵送してください。

事情により郵送が困難な場合は、保育課（市役所2階5番窓口）へ提出してください。

郵送受付期間：令和6年9月2日（月）～令和6年10月11日（金）（必着）

保育課受付期間：令和6年10月15日（火）～令和6年10月18日（金）

○面接について

利用調整結果通知書が届きましたら、期日までに保育施設へ連絡の上、面接を実施してください。

【第1希望が小規模保育事業施設、事業所内保育事業施設の方】

下記の日程で申請書等の受付と面接を行います。事前に第1希望の保育施設に連絡し、保育施設と日程調整の上、期間内に申請書の提出及び面接を実施してください。

令和6年9月20日（金）～令和6年10月18日（金）

【第1希望が認定こども園（保育枠）の方】

下記の日程の範囲で申請書等の受付と面接を実施します。詳しい日程は園に確認してください。

令和6年9月9日（月）～令和6年10月18日（金）

○面接の際は、予防接種や健診の受診状況等の確認も行うため、母子手帳を持参してください。

○児童の発育状態に心配な点がありましたら、面接の際にご相談ください。集団保育にあたって特別な支援や配慮が必要と認められる場合は、後日改めて連絡します。

※いずれの施設を希望する場合も令和6年10月18日（金）までに入所関係書類を提出できない場合は、2次受付となります。

2次受付申込期間：令和6年10月21日（月）～令和6年11月29日（金）

○利用調整は1次受付の方を優先して行います。

○2次受付申込期間を過ぎると令和7年4月入所の申請はできません。

○いかなる理由があっても**締切厳守**となります。できる限り余裕をもってご提出ください。

○提出書類に不備不足があった場合は、お電話にてご連絡します。指定された日付までに追加提出・修正をしてください。

(4) 支給認定証（通知）の交付

提出された申請書や就労証明書等を基に、支給認定証を交付します。

○支給認定証（通知）は、保育の必要性を認定したもので、**保育施設の入所を決めるものではありません。**

○支給認定証（通知）は、利用調整に必要なものです。保育施設から提示を求められる場合がありますので、入所後も大切に保管してください。

○4月入所の場合、申請が集中し審査に時間を要することから、支給認定証（通知）の交付は利用調整結果通知書または入所保留の通知と併せてお知らせする場合があります。

(5) 利用調整結果の通知（内定通知）

利用の調整は保育実施の優先度の高い方から行い、順次郵送で結果をお知らせします。

4月入所については、令和6年11月中旬から令和7年2月中旬までにお知らせします。

○結果について、電話等での回答は行っておりません。

○利用調整結果通知書と併せて面接案内通知をお送りします。通知が届きましたら、期日までに保育施設へ連絡の上、面接を実施してください。ただし、第1希望の認定こども園・小規模保育園で内定になり、申請書等の提出時に面接を終えている方は不要です。

○利用調整結果の通知は、入所を決定したものではありません。面接の結果、保育施設での受け入れが可能と判断されたら、入所決定となります。

○入所前までのお手続きや入所説明会の日程等は、施設に直接ご確認ください。

（６）入所保留について

申請の結果、定員超過などの理由により希望する保育施設への入所が保留になる場合があります。入所保留者へは入所保留通知を送付します。通知には各保育施設の空き状況がわかる『認可保育施設受入れ状況一覧』を同封しておりますので、希望施設の追加や変更の場合は保育課までご連絡ください。

○保留の有効期間は令和８年３月３１日までです。入所保留通知後は、**保留の有効期間内に利用調整がついた場合のみ**、入所月の前月上旬までに通知します。

○育児休業を延長する場合、勤務先から保育園等入所不承諾通知書の提示を求められる場合があります。希望者には交付しますので、入所保留通知が届きましたらお申し出ください。

○職場で育児休業の延長が決定し、入所希望月が変更になる場合は速やかに保育課までご連絡ください。

○各保育施設の空き状況は、施設の状況等により常に変動します。『認可保育施設受入れ状況一覧』は入所を確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

【３】入所後の手続きについて

（１）利用者負担額（保育料）について

①利用者負担額の決定

保護者（父母）の市町村民税の額に応じて決定します。ただし父母が非課税で、同居の祖父母の収入で生計が成り立っている場合は、祖父または祖母の市町村民税の額を含めて算定します。

②利用者負担額の納入

保育施設の種別により、納入先や納入方法等が異なります。

種別	納入先	納入方法等
保育園（公立・民間）	鹿沼市	口座振替（毎月月末） ※月末が休日の場合は翌営業日
小規模保育事業施設、 事業所内保育事業施設、 認定こども園	保育施設	施設により異なります。 詳しくは施設にお問い合わせください。

【参考】 令和 6 年度 鹿沼市 利用者負担額（保育料）表 （月額）

階層 区分	定 義		利用者負担額（月額：円）				
			1号認定	2号認定		3号認定	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間
			3 歳以上児			3 歳未満児 ※年度途中で満 3 歳になった者も含む	
1	生活保護世帯等		幼児教育・保育の無償化により無償 (0 円) ※給食費は別途かかります。		0	0	
2	市町村民税非課税世帯				0	0	
3	市町村民税所得割非課税世帯				8,000	7,800	
4	市町村民税所得割課税世帯	39,600 円未満			8,000	7,800	
5		39,600 円以上 48,600 円未満			11,000	10,800	
6		48,600 円以上 61,800 円未満			14,000	13,700	
7		61,800 円以上 77,200 円未満			20,000	19,600	
8		77,200 円以上 97,000 円未満			23,000	22,600	
9		97,000 円以上 112,000 円未満			27,000	26,500	
10		112,000 円以上 133,700 円未満			30,000	29,400	
11		133,700 円以上 169,000 円未満			35,000	34,400	
12		169,000 円以上 211,300 円未満			38,000	37,300	
13		211,300 円以上 301,000 円未満			40,000	39,300	
14		301,000 円以上 397,000 円未満			45,000	44,200	
15		397,000 円以上			49,000	48,100	

<表の見方と用語説明>

- 児童年齢は、4 月 1 日現在で算定します。満 3 歳に達し 2 号認定に切り替わった場合でも、年度内は 3 号認定の額となります。
- 市町村民税所得割課税額は、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除等）を適用しない父母（父母の収入額によっては祖父母等を含む）の合計額となります。
- 市町村民税所得割課税額は、定額減税を適用させたものを使用します。

<3 号認定の保育料の減額・免除について>

I 1 8 歳未満の児童を 2 人以上養育している場合、第 2 子以降の児童は申請に基づき無料となります。【第 2 子以降保育料免除事業】

II ひとり親世帯等（＊）に該当する世帯は次の金額となります。

- ① 3～7 階層の第 1 子は、3, 0 0 0 円になります。
- ② 3～7 階層の第 2 子以降は無料となります。この場合、第 1 子の年齢にかかわらず兄弟を数えます。

（＊）A 母子および父子世帯

B 在宅障害児（者）のいる世帯のうち次に掲げる児童（者）を有する場合

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ア．身体障害者手帳の交付を受けた者 | イ．療育手帳の交付を受けた者 |
| ウ．精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 | エ．特別児童扶養手当の対象児 |
| オ．国民年金の障害基礎年金等の受給者 | |

C 生活保護法に定める要保護世帯等特に困窮していると市長が認めた世帯

<備考>

- 4 月から 8 月までの保育料は、前年度の市町村民税、9 月から 3 月までの保育料は、当年度の市町村民税により算定いたします。このため、父母の収入若しくは世帯の収入により、9 月から保育料が変わる場合があります。
- 原則、父母の課税額で算定します。ただし、祖父母の収入で生計が成り立っているなどの場合は、その方の課税額を含めて算定されることがあります。
- この保育料とは別に、実費徴収等がある場合もあります。

(2) ならし保育について

児童にとって生活環境の急変は大きな負担です。無理なく保育施設での生活に慣れるため、徐々に保育時間を長くしていく「ならし保育」を年齢や児童の状況に応じて1～2週間行います。入所月より前に行う場合には、別途利用料（一時保育扱い）がかかります。詳しくは各保育施設に直接ご確認ください。

(3) 入所後の認定変更及び退所について

① 変更について

次の事項に変更があった場合は、通っている保育施設、または保育課にご連絡ください。

- ・住所（転居・転出）
- ・世帯員（保護者の婚姻・離婚・死亡、親族の同居・別居・出生・死亡等 ※同一住所の別世帯員含む）
- ・市民税額（還付申告、修正申告、更正等）
- ・保育を必要とする事由（5ページに記載された事由、もしくは育児休業取得・復職）

○認定変更の書類は、在園している保育施設でとりまとめた後、保育課へ提出されます。

各月20日（土日祝日の場合は前開庁日）までに保育課へ提出されたものについて翌月から適用しますので、保育施設への提出期限をご確認いただき、ご提出ください。

（例：4月20日に提出→5月1日から変更。4月21日に提出→6月1日から変更）

※就労開始日や復職日等によっては、認定変更の適用日が前後することがあります。

○退職や就学期間満了等で、保育を必要とする事由のいずれにも該当しなくなった場合、当月末で退所となります。

② 退所について

退所するときは、予め在園中の保育施設へご連絡の上、退所届を必ず提出してください。当該月末で退所となります。提出がない場合は入所扱いとなり、利用者負担額（保育料）が発生します。

○次の場合は退所となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・事実と異なる申請や申告を行ったとき
- ・集団保育が困難であると認められるとき
- ・疾病・その他の事由により、他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき
- ・鹿沼市から転出したとき ※転出後も現在の保育施設に継続して通いたい場合は、転出先の市区町村を經由して鹿沼市へ申請が必要です。必ず事前に保育課までご連絡ください。

（４）育児休業を取得する場合

保護者の出産に伴い、育児休業を取得する場合は**１年以内（生まれた児童が１歳の誕生日迎えるまで）に復職することを条件**に、在園している児童は特例で保育施設へ入所を継続することができます。希望する場合は、入所中の保育施設へお申し出ください。

○育児休業を１年以上取得する場合は、取得が決定した時点で退所になります。

○出産に伴い退職した場合は、上記特例の対象外となります。

（５）異動（転園）について

保育施設へ入所後、他の保育施設へ異動（転園）を希望する場合は、在園中の保育施設に『保育園異動申込書』を提出してください。鹿沼市では待機児童対策に伴い、新規での入所を最優先に利用調整を行っているため、希望した施設に保留者や待機児童がいる場合は異動できません。

○異動は保護者の就労先の変更や転居など、客観的に妥当だと認められ、異動先の園枠に受け入れ可能な児童数に余裕がある場合のみ異動できます。

○異動の結果通知は初回のみ送付します。その後は異動が決定した場合のみ通知し、異動申請は申請当該年度末まで有効です。

（６）広域入所について

鹿沼市から転出した後も、引き続き同じ保育施設へ通いたい場合は、転出先の市区町村を経由して鹿沼市へ入所継続の申請（広域入所）をする必要があります。ただし、鹿沼市内の待機児童の状況や、事前にお申し出のない転出の場合は入所継続ができない場合があります。

【4】その他

（１）よくある質問（Ｑ＆Ａ）

Ｑ：保育園の施設見学は必要ですか。

A：保育施設ごとに独自の保育方針や設備があります。入所後のトラブルや心配事を防ぐためにも、可能な限り見学をしてください。見学をする際は、事前に直接施設へご連絡してください。

Ｑ：どのように入所（保育施設）が決まるのですか

A：提出された申請書や就労証明書等を参考に『施設利用調整基準表』に基づいて保育の優先度を点数化し、点数が高い方から順に入所施設を決定していきます。希望者が多い保育施設は点数が高くても入れない場合があります。

Ｑ：どうしても入りたい保育園があるのですが。

A：兄弟が在園する保育施設への入所を第１希望とする場合などは調整時に加点されますが、それでも希望する保育施設に入れない場合もありますのでご了承ください。また、園や第三者からの推薦や働きかけなどがあっても、公平性を保つために一切考慮しません。

Ｑ：保育園等の入所保留通知が来ました。どうしたらよいですか。

A：現在希望している保育施設に空きができるまで待つ場合は、当該年度中の入所希望に限り、改めて申請する必要はありません（翌年度も希望する場合は再度申請が必要です）。保留通知は一度のみ送付します。その後は利用調整がついた場合のみお知らせします。希望園の追加や変更、申請の取り下げ、幼稚園に入園する場合などは、保育課までご連絡ください。

Ｑ：第１希望の保育園ではなく、第５希望の保育園で利用調整がされました。入所した後に異動（転園）することはできますか。

A：異動を前提とする入所はお断りしています。異動は保護者の就労先の変更や転居など、正当な理由があり、異動先の保育施設の受入れ可能な児童数に余裕がある場合のみ異動できます。ただし、３歳になって幼稚園等の教育施設に入所を希望する場合は直接施設にご相談ください。

Ｑ：利用調整された保育園を辞退して、第１希望の保育園が、空くまで待つことはできますか。

A：内定通知後に自己都合で辞退された場合、その後の利用調整で大幅に減点されます。特に入所直前の辞退は保育施設だけではなく、他の入所申請者にも影響がありますので、申請書には、入所する意思がある保育施設のみ記入してください。希望園を変更する場合は、至急保育課までご連絡ください。

保育施設利用申込確認表

保育施設の入所申請及び利用する場合は、以下の内容をよくご確認ください。申請をしてください。※申請内容や世帯の状況によって、内容が当てはまらない場合があります。

項目	確認事項
申請	提出された書類は返却できません。控えが必要な場合は、提出前に各自コピーをしてください。
	兄弟姉妹に保育料の滞納がある方は、申し込みまでに必ず納付してください。保育料に滞納があると、利用調整において減点され不利になります。
	個人事業主（自営業）の方は就労証明書以外に、自営を証明する書類（開業届出書や営業許可証、確定申告の写し等）の提出を求める場合があります。
	提出された就労証明書等の内容を確認するために、証明元等へ確認の電話や訪問をする場合があります。
	申込み後、申請内容（仕事、妊娠、世帯構成、入所月等）に変更があった場合は、速やかに市にご連絡ください。入所決定後に判明した場合、入所内定の取消しや退所になる場合があります。
	申込み後、入所の意思がなくなった場合は、速やかに申請の取下げをお申し出ください。一度申請を取り下げた場合、利用調整することはできません。また、入所不承諾通知書の発行もできなくなります。
	再度入所を希望する場合は、改めて申請する必要があります。
	保育施設ごとに保育方針や雰囲気などが異なります。特に民間の保育施設を希望する場合は、可能な限り見学をしてください。
	入所後に他の施設へ転園することを前提とした申し込みはできません。入所後の転園は転居や勤務先の変更など、正当な理由がない限り認めません。
利用調整	保育認定の事由が就労の場合、保育時間が短時間認定（就労時間が月120時間未満）であっても、出退勤時間や通勤時間を考慮し、特例で標準時間認定へ変更できる場合があります。希望者は入所前に保育課へお申し出ください。
	利用調整は公平性を保つためにすべて市が行います。園や第三者等からの働きかけや推薦等は一切考慮しません。
	申込みの内容が事実と異なるときや、提出期日までに必要書類等の提出がない場合は、申請や入所内定が取り消しになる場合があります。
	提出期日以降に就労証明書などを提出した場合や希望する保育施設を変更した場合は、原則次回の利用調整から反映されます。
内定辞退	保育施設との面接の結果、児童の心身の状況等により、集団保育が難しいと判断された場合は、入所をお断りすることがあります。また、集団保育にあたって特別な配慮が必要と思われる場合は、事前に観察保育等を行うことがあります。
	入所内定後、第一希望ではないなどの理由で内定や入所を辞退した場合、その後の利用調整で大幅に減点されます。希望する保育施設には、入所する意思がある保育施設のみを記入してください。

項目	確認事項
転園 (異動)	転居や勤務地の変更などの正当な理由がない場合は、転園を認めません。また正当な理由がある場合でも、希望する保育施設の受入れ可能な児童数に余裕がない場合は転園できません。
入所後	入所中は、保育認定の事由を継続的に満たしている必要があります。
	認定内容に変更があった場合は、各施設の指示に従い、認定変更申請の手続きを行ってください。保育課への提出期限は毎月20日ですが、土日祝日にあたる場合は直前の開庁日（平日）になります。変更内容が適用されるのは、原則として提出期限の翌月からです。
	入所後、1か月以上継続して登園しない（できない）場合は退所となります。
	保育施設で児童をお預かりする時間は、保護者の就労時間や通勤時間を考慮した最低限の時間になります。また、平日が勤務先の週休日となる場合は、登園をお断りする場合があります。ただし、児童の心身の状況や園行事等、配慮すべき事情がある場合はこの限りではありません。
	育児休業に入る場合、生まれてくる児童が1歳になるまでに復職することを条件として、継続で入所することができます。ただし、育児休業延長などの理由により復職日が1歳の誕生日以降になる場合は、その事実が判明した時点で退所となります。例えば、生後2か月の時点で育児休業を2年取ることになった場合、1歳の誕生日を待たずに即退所となります。
	求職活動での保育実施期間は、退職後（新規入所者については入所後）90日を経過する日が属する月の末日までの期間となります。それ以降に保育認定の事由がない場合は退所となります。
	求職活動での就労証明の提出期限は、保育実施期間最終月の20日（土日祝日の場合は直前の開庁日）です。期限内に就労証明書（内定でも可）を提出してください。
保育料	保育料は指定された期日までに必ずお支払いください。保育料の滞納がある場合、自宅や勤務先、祖父母等に電話や訪問をし、督促や徴収を行う場合があります。
	施設により月額保育料とは別に、制服代や保護者会費、冷暖房費など別途料金を徴収する場合があります。
	3歳児クラス以上の児童は、保育料部分は無償化になりますが、副食費（施設により主食も含む）は引き続き徴収します。金額や納付方法は施設によって異なります。
その他	小規模施設は2歳児クラスをもって卒園となります。卒園後に継続して他の認可保育施設への入所を希望する場合は、再度入所申請をする必要があります。
	リトルもろ（茂呂保育園分園）は、2歳児クラスをもって卒園となります。卒園後に継続して茂呂保育園本園や他の認可保育施設への入所を希望する場合は、再度入所申請をする必要があります。

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

令和6年10月10日

申請者（保護者）氏名 鹿沼 太郎

鹿沼市長 宛

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定を申請します。なお、この申請による認定に必要な範囲で、市長が私及び私の世帯員の市民税の情報、個人番号及び世帯情報を調査すること並びにこれらの情報に基づき決定した利用者負担額及びこの申請書に記載した世帯情報等を特定教育・保育施設等に提供することに同意します。

申請に係る 小学校就学 前子ども	氏名 (ふりがな) かぬま いちご 鹿沼 一悟	生年月日・年齢 (R7年4月1日現在) R6年 5月15日 (0 歳)	性別 ☒ 男・ ☐ 女	保護者から 見た続き柄 子
申請者 (保護者) 住所・連絡先 電話番号	(現住所) 〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1 (令和6年1月1日現在の住所(※1)) 〒320-8540 宇都宮市旭町1-1-5 ギョウザハイツ808 電話番号① 080-1234-△△△△【父・ ☒ 母・ ☐ その他】 電話番号② 090-9876-△△△△【父・ ☒ 母・ ☐ その他】			
保育の希望 の有無 (※2)	☒ 有 保育所等(※2)において保育の利用を希望する場合 ☐ 無 幼稚園及び認定こども園(教育部分)の利用を希望する場合			

(※1) 市民税課税時(1月1日現在)の住所が現住所と異なる場合は、必ずご記入ください。
(※2) 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます。

1 保育の利用を必要とする理由等 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は、記入してください。

保育の利用 を必要と する理由	続き柄	必要とする理由
	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ その他(内容を記入:)
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ その他(内容を記入:)

2 申請児童の情報

障害者手帳の情報	☒ 無・有 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ その他()
現在入所中、もしくは 入所していた施設	☒ 無・有・再入所希望 (施設名:)

3 世帯の状況

ひとり親世帯	☒ 非該当・ ☐ 該当 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ ひとり親家庭医療費受給資格証書 ☐ その他()
在宅障害児(者)の いる世帯	☐ 非該当・ ☒ 該当 ☐ 身体障害者手帳 ☒ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ その他()
生活保護受給	☒ 非該当・ ☐ 該当 (開始日: 年 月)

令和7年4月1日現在で学生の方は、学年がわかるように記入してください。(例: △幼稚園年長、○小3年、□中2年など)

区分	氏名	生年月日	年齢 R7 4月1日現在	性別	児童から 見た続き柄	職業 学年等	別居の別	計算対象	個人番号	備考
児童の世帯員 (児童本人を含む)	鹿沼 一悟	R6年5月15日	0	☒ 男・ ☐ 女	本人		☒ 同居・ ☐ 別居	☐ 対象		
	鹿沼 太郎	H6年12月25日	30	☒ 男・ ☐ 女	父	会社員	☒ 同居・ ☐ 別居	☐ 対象		
	鹿沼 花子	H7年2月14日	30	☐ 男・ ☒ 女	母	会社員	☒ 同居・ ☐ 別居	☐ 対象		
	鹿沼 太郎	H26年5月5日	10	☐ 男・ ☒ 女	姉	中央小3年	☒ 同居・ ☐ 別居	☐ 対象		
				☐ 男・ ☒ 女	兄	にっこり保育園年長	☒ 同居・ ☐ 別居	☐ 対象		
				☐ 男・ ☒ 女	祖父	自営業	☒ 同居・ ☐ 別居	☐ 対象		
				☐ 男・ ☒ 女			同居・別居	☐ 対象		

世帯が別であっても記入が必要です。
世帯員は住民基本台帳と照合するので、
同居もしくは同居所の家族等を全員記入
してください。

裏面へ続く

4 利用を希望する期間・希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	R7年 4 月 1 日から	☒ 就学まで ☐ 年 月 日まで
利用を希望する曜日・時間（※5）	利用曜日 ☒ 平日 ☒ 土曜日 ☐ 休日（日曜・祝日）	利用時間 8時30分から 17時30分まで
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名	希望理由
	第1希望 にっこり保育園	兄が通っているため
	第2希望	
・自己都合での辞退は、その後の利用調整で点数（優先順位）が大きくなります。特に入所直前の辞退は施設だけではなく、他の入所申請者にも影響がありますので、申請書には、就学（卒園）まで入所する意思がある施設のみ記入してください。希望園を変更する場合は、至急保育課までご連絡ください。 ・第5希望より多く希望したい場合は、欄外に希望順と施設名を記入してください。		
施設（事業者）名	(施設・事業所番号：)	
担当者氏名	(担当者)	
連絡先	(連絡先)	
入所契約（内定）の有無	有（契約・内定（ 年 月 日契約（内定）） ・ 無	
備考		

※市記載欄

受付年月日	年 月 日
-------	-------

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) 年 月 日認定		☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標 ☐ 短)
支給（入所）の可否	支給（利用）期間	
可・否 (否とする理由) (☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型)	自 年 月 日 至 年 月 日	
入所施設（事業者）名		
☐ 認定こども園 (☐ 連 ☐ 幼 (☐ 幼 ☐ 保) ☐ 保 (☐ 保 ☐ 幼) ☐ 地 (☐ 幼 ☐ 保) ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 地域型 (☐ 小 ☐ 家 ☐ 居 ☐ 事)		

書類提出		データ入力						園児区分		園確認	面接案内	面接済確認
就労	その他	認定	利用調整	税・算定	副食費	実費徴収	確認	同時	第3子			
										/	/	/

※施設または市記載欄（個人番号に関する確認事項）

個人番号の記載	☐ 有	☐ 無
申請者の番号確認書類	☐ 有 ☐ 個人番号カード ☐ 通知カード ☐ 個人番号記載の住民票	☐ 無
提出者の身元確認書類	☐ 有 ・顔写真真身分証明書（ ☐ 個人番号カード、運転免許証、旅券、障害者手帳 等） ・2点確認の本人確認書類（ ☐ 被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書等）	☐ 無
代理人による提出	☐ 有 ☐ 委任状	☐ 無

家庭状況調査票

児童氏名	鹿沼 一悟	生年月日	令和 6 年 5 月 15 日生まれ
------	-------	------	--------------------

① 保護者の就労状況

就労状況	父		母	
	雇用形態	正社（職）員 パート・自営・派遣・求職中	雇用形態	正社（職）員 パート・自営・派遣・求職中
	就労先名	(有) カヌマ木工所	就労先名	株式会社ベリー商事
	就労先住所	鹿沼市文化橋町 1 9 8 2 - 1 8	就労先住所	鹿沼市板荷 3 0 5 1 - 1
	就労時間	8 時 0 0 分 ~ 1 7 時 0 0 分	就労時間	8 時 3 0 分 ~ 1 5 時 3 0 分
	就労日数	1 か月平均 2 0 日	就労日数	1 か月平均 2 1 日
	就労開始日	H 3 0 年 4 月 1 日 ~	就労開始日	R 1 年 8 月 1 日 ~

② 保護者の個別状況

個別状況 (該当がある場合のみ記入)	妊娠中	はい ・ いいえ	出産予定日	(年 月 日 予定) 申請児童を妊娠中 ・ 申請児童以外を妊娠中
	育児休業	父 ・ 母 (R7 年 5 月 1 日 復職)		
	疾 病	父 ・ 母	病 名	
			状 態	入院 ・ 通院 等級等 ()
	看護・介護	父 ・ 母 看護介護が必要な方の氏名・続柄 ()	病 名	
			状 態	看護 ・ 介護 ・ 入院付き添い
	就学 職業訓練	学校名 父 ・ 母	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	日 数	1 か月平均 日	時 間	時 分 ~ 時 分
	ひとり親	死別 ・ 離別 ・ 行方不明 ・ 未婚 ・ その他 ()		

③ 祖父母の状況

氏 名	父 方		母 方	
	祖 父	祖 母	祖 父	祖 母
	鹿沼 圭次郎	鹿沼 もみじ	今市 三郎	今市 桜子
年 齢 (R7 年 4 月 1 日現在)	6 3 歳	歳	6 2 歳	歳
居住状況	同居・別居・死亡・離別	同居・別居・死亡・離別	同居・別居・死亡・離別	同居・別居・死亡・離別
生年月日	昭和 36 年 6 月 3 日	年 月 日	昭和 37 年 9 月 3 日	年 月 日
住 所	鹿沼市今宮町 1688 番地 1		日光市今市本町 1 番地	不明
就労状況等	☒ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病・障害 ☐ 不明 ☐ 介護（誰を 続柄： ）	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病・障害 ☐ 不明 ☐ 介護（誰を 続柄： ）	☒ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病・障害 ☐ 不明 ☐ 介護（誰を 続柄： ）	☐ 就労 ☐ 無職 ☐ 疾病・障害 ☒ 不明 ☐ 介護（誰を 続柄： ）

④ 通園方法

送迎する人	☐ 父 ☒ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ その他 ()	送迎方法	☒ 自動車 ☐ 自転車 ☐ 徒歩
送迎時間	平日 (登園) 8 時 1 5 分頃 (降園) 1 7 時 0 0 分頃		
(予定)	土曜日 (登園) 8 時 1 5 分頃 (降園) 1 2 時 0 0 分頃		

⑤ 児童の入所前の状況

☒ (父・母) がみている	☐ (父方・母方) の祖父母がみている	☐ () 保育園入所中	☐ その他 ()
---	--	-------------------------------------	----------------------------------

⑥ きょうだい同時に申し込む場合の条件

☒ 同時期に同じ保育施設を希望 ※きょうだい同時に入所できるまで待つ	
☐ その他 ()	

兄弟同時にお申し込みされる場合は、必ず記入してください。

鹿沼市保育所等施設利用調整基準表

利用調整(入所選考)は、保護者や児童の状況などを本表に基づき指数化し、合計指数が高い児童から入所を決定していきます。

○基準指数

番号	種別	保護者(父母)の状況	指数		認定	
			父	母		
1	就労	月150時間以上の就労を常態	10	10	標準時間	
		月140時間以上の就労を常態	9	9		
		月120時間以上の就労を常態	8	8		
		月100時間以上の就労を常態	7	7	短時間	
		月80時間以上の就労を常態	6	6		
		月64時間以上の就労を常態	5	5		
2	出産	出産予定月の前後2か月を含む最長5か月		8	標準時間	
3	保護者の 疾病	1か月以上の入院または入院見込み	10	10	標準時間	
		通院	1か月以上の常時臥床で保育が困難な場合	10		10
			1か月以上継続して保育が困難な場合	8		8
4	保護者の 障害	身体障害者 手帳	1級もしくは2級	10	10	標準時間
			3級	7	7	
			4級から6級	5	5	
		精神障害者 保健福祉手帳	1級もしくは2級	10	10	
			3級	8	8	
		療育手帳	A1・A2・B1	10	10	
			B2	8	8	
			5	親族の介護 入院・看護	施設・病院等の付き添い（指数は就労に準ずる）	
居宅介護	要介護5・4	10			10	
	要介護3	8			8	
	上記以外の程度	4			4	
6	災害復旧	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育できない	10	10	標準時間	
7	就学等	学校・職業訓練（指数は就労に準ずる）			標準時間 短時間	
8	父母不存在	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等	10	10	標準時間	
父母が単身赴任等で市外居住		10	10			
9	求職	求職中	2	2	短時間	
10	特例	虐待やDVのおそれがあること	10	10	標準時間	
11	その他	市の認める事由（ ）	10	10	標準時間	

・複数の要件に該当する場合、指数の高い方の要件を採用する。

・就労時間は、規則に基づく実労働時間とし、休憩、残業、通勤時間は除く。

○調整指数

番号	区分	状況	指数
1	ひとり親	ひとり親世帯	3
2	生活保護	生活保護世帯	1
3	保護者失業	保護者(父母両方)の失業により、就労の必要性が高い場合	1
4	児童の障害	児童または児童と生計を一つにしている児童が障害を有する場合	2
5	再入所	育児休業や家庭の都合により退所後、同じ保育施設を第1希望にする場合	3
6	産休・育休明け	産休・育休明けに入所を希望する場合	2
7	保育士	保護者が市内の認可保育施設に保育士として勤務している、または、勤務予定の場合	15
8	年長児	児童が次年度就学を控えている場合	3
9	連携施設入所	小規模保育事業施設など受け入れ年齢が2歳児クラスまでの認可保育施設の卒園を控えた児童が、連携する施設(保育受入機能を持つものに限る)に第1希望で入所希望する場合。	100
10	小規模等卒園児	小規模保育事業施設など受け入れ年齢が2歳児クラスまでの認可保育施設の卒園を控えた児童の場合(事業所内保育事業施設の従業員枠で入所している場合は除く)(第1希望で連携する施設に入所希望する場合は除く)	5
11	認定こども園 入所中	認定こども園において教育利用を行っている児童が、同一施設における保育利用を希望する場合(基準指数の求職で加点されている場合は除く)	20
12	転入前入所中	転入による入所希望であって、転入前の市区町村の認可保育施設で保育中の場合	2
13	兄弟在園	第一希望で希望する保育施設に兄弟姉妹が入所している場合	18
14	兄弟同時申請	兄弟姉妹が同時期に入所希望の場合	3
15	第3子以降	第3子以降の児童(第2子以降保育料等免除事業対象児童のうち第3子以降の児童が対象)の入所を希望する場合	1
16	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	100
17	同居祖父母	同居祖父母が「不存在」または「65歳以上」または「就労等により保育できない」場合	3
18	別居祖父母	別居(市内在住)祖父母が「不存在」または「65歳以上」または「就労等により保育できない」場合	1
19	保育料滞納	未納の保育料が6か月分以上あり、かつ納付の相談がない、または未納保育料の納付約束を履行しない場合(卒園児、退園児も含む)	-10
20	入所辞退	入所内定後に辞退し、他の保育施設を希望した場合	-10

・調整指数において、同時に複数に該当する場合は、該当するものを全て加(減)算したものを世帯の調整指数とする。ただし、番号11に該当する場合は番号13の加算を行わない。

・必要書類が未提出の場合は利用調整の対象外とする

以上の方法で基準指数と調整指数の合計が同点となった場合は、次に記載する順に優先する。

番号	状況
1	小規模保育事業施設など受け入れ年齢が2歳児クラスまでの認可保育施設の卒園を控えた児童の場合(事業所内保育事業施設の従業員枠で入所している場合は除く)
2	希望する保育所の希望順位が高い場合
3	基準指数が高い場合
4	入所希望月が早い場合
5	調整指数間の優先順位(①ひとり親、③児童の障害、④産休・育休明け、⑤生活保護、⑥保護者失業、⑦兄弟同時申請)
6	申込事由間の優先順位(①虐待、②災害、③不存在、④疾病、障害、⑤就労、⑥介護、⑦就学、⑧出産、⑨求職)

連携施設一覧表（令和7年4月1日～）

※下記の内容は変更される場合があります。詳しくは施設へ直接お問い合わせください。

施設名	ちびっこ	すみれ	太陽	グリチャ	にじのもり	すまいる1	リトル	仁神堂	いずみ	ひかり	みどり	おおぞら	晃望台	茂呂	まなぶ	あづま	大地	その他
ちびっこランド蔵沼園								○	○	○		○	○					聖母
すみれ保育園																○		
太陽さんさん保育園								○	○	○		○	○					聖母
グリーンチャイルドクラブ									○				○		○			
にじのもり保育園																	○	
すまいるくりえいと1								○		○			○					すまいる2
リトルもろ														○				
仁神堂幼稚園	○		○					○										
いずみ幼稚園	○		○	○														
ひかり幼稚園	○		○															
みどり幼稚園																		
おおぞらこども園	○		○															
晃望台幼稚園	○		○	○				○										
茂呂保育園							○											
まなぶ保育園				○														
あづま保育園		○																
大地の恵みのなーさりい					○													

鹿沼市認可保育施設一覧表

※下記の内容は予告なく変更される場合があります。詳しくは施設へ直接お問い合わせください。

令和6年9月1日現在

名 称		利用 定員	所 在 地	電話番号	開所時間（延長時間含む）	土曜日開所時間	預かり月齢	短時間	
								利用開始	利用終了
保 育 園 （ 公 立 ）	こじか保育園	130	万町919	62-3571	午前 7:30 ～ 午後 7:00	午前 7:30 ～ 午後 6:00	3か月	8:30	16:30
	西 保 育 園	99	坂田山2丁目163	62-3570	午前 7:30 ～ 午後 7:00	12:30 まで	3か月	8:30	16:30
	南 保 育 園	60	磯町126-1	75-2041	午前 7:30 ～ 午後 6:30	12:30 まで	3か月	8:30	16:30
	にっこり保育園	130	武子800-27	62-7665	午前 7:30 ～ 午後 7:00	12:30 まで	3か月	8:30	16:30
	なんま保育園	40	西沢町434	77-2468	午前 7:30 ～ 午後 6:30	12:30 まで	6か月	8:30	16:30
	粟 野 保 育 園	90	口栗野754-3	85-2366	午前 7:30 ～ 午後 7:00	12:30 まで	3か月	8:30	16:30
	板 荷 児 童 館	30	板荷3046	64-8152	午前 7:30 ～ 午後 6:30	12:30 まで	1歳	8:30	16:30
保 育 園 （ 民 間 ）	青い鳥幼児園	160	鳥居跡町985-8	62-8730	午前 7:00 ～ 午後 6:30	午前 7:00 ～ 午後 6:00 （第2土曜は13:00まで）	2か月	8:30	16:30
	津 田 保 育 園	80	白桑田254-5	76-2616	午前 7:00 ～ 午後 7:00	午前 7:00 ～ 午後 5:30	2か月	8:30	16:30
	茂 呂 保 育 園	188	茂呂1884-3	64-1120	午前 7:00 ～ 午後 7:00	※茂呂保育園で実施 午前 8:00 ～ 午後 5:30 （第1土曜は14:00まで）	2か月	8:30	16:30
	リトルもろ	18	貝島町658-1	77-7120	午前 7:00 ～ 午後 6:30		4か月	8:30	16:30
	まなぶ保育園	110	下奈良部町1-86	75-3743	午前 7:00 ～ 午後 7:00	午前 8:00 ～ 午後 5:00	2か月	8:30	16:30
	日 吉 保 育 園	130	日吉町590-1	65-1055	午前 7:00 ～ 午後 7:00	午前 7:00 ～ 午後 6:00	2か月	8:30	16:30
	沖 保 育 園	80	上殿町515-5	65-1187	午前 7:00 ～ 午後 7:30	午前 7:30 ～ 午後 5:30	2か月	8:00	16:00
	沖 保 育 園 分 園	60	上殿町721-4	65-0089	午前 7:00 ～ 午後 7:30	午前 7:30 ～ 午後 5:30	4歳	8:00	16:00
	あづま保育園	178	千渡750	62-1187	午前 7:00 ～ 午後8:00	午前 7:00 ～ 午後 6:00	2か月	8:00	16:00
	村 井 保 育 園	197	村井町126-1	62-5225	午前 7:00 ～ 午後 7:00	午前 7:00 ～ 午後 6:00	2か月	8:30	16:30
	さつきが丘保育園	90	西茂呂4丁目9-22	65-4040	午前 7:00 ～ 午後 7:00	午前 8:00 ～ 午後 4:00	2か月	8:30	16:30
	清 洲 保 育 園	50	深程116-1	75-5811	午前 7:00 ～ 午後 7:00	午前 7:00 ～ 午後 6:00	2か月	8:30	16:30
	大地の恵みの なーさりの	90	上石川1528-1	76-2217	午前 7:00 ～ 午後 7:00	午前 7:30 ～ 午後 6:00	2か月	9:00	17:00
	ふじおかメソッド ひなた保育園	80	上日向174-1	77-5102	午前 7:00 ～ 午後 7:00	午前 7:30 ～ 午後 6:00	2か月	8:30	16:30
認 定 こ ど も 園	仁 神 堂 幼 稚 園	40	仁神堂町37-81	65-1704	午前 7:30 ～ 午後 7:00	午前 7:30 ～ 午後 4:00 （開所時間についてはご相談ください）	満3歳以上	8:00	16:00
	い す み 幼 稚 園	30	泉町2460	62-7059	午前 7:30 ～ 午後 7:30	午前 7:30 ～ 午後 6:30 （開所時間についてはご相談ください）	満3歳以上	8:30	16:30
	鹿沼ひかり幼稚園	110	西鹿沼町84	65-5353	午前 7:30 ～ 午後 7:00	午前 7:30 ～ 午後 6:30 （開所時間についてはご相談ください）	8か月	8:00	16:00
	鹿沼みどり幼稚園	80	茂呂546-5	77-5446	午前 7:30 ～ 午後 6:30	午前 8:30 ～ 午後 5:30 （開所時間についてはご相談ください）	9か月	8:30	16:30
	おおぞらこども園	30	口栗野1397-1	85-3800	午前 7:00 ～ 午後 7:00	午前 7:30 ～ 午後 6:30 （開所時間についてはご相談ください）	9か月	8:15	16:15
	晃 望 台 幼 稚 園	81	千渡954-1	65-3317	午前 7:00 ～ 午後 7:00	午前 7:00 ～ 午後 6:00 （開所時間についてはご相談ください）	10か月	8:30	16:30
小 規 模 保 育 事 業 施 設	ちびっくらんど 鹿 沼	12	上野町329	77-5171	午前 7:30 ～ 午後 7:00	午前 7:30 ～ 午後 7:00	2か月	9:00	17:00
	グリーンチャイルド ラ	12	西茂呂3-7-18	63-6066	午前 7:00 ～ 午後 7:00	午前 8:00 ～ 午後 5:30	2か月	8:00	16:00
	す み れ 保 育 園	18	上野町59-53	77-7722	午前 8:00 ～ 午後 6:00	午前 8:00 ～ 午後 5:00	2か月	8:00	16:00
	太 陽 さ ん さ ん 保 育 園	12	銀座1-1875	77-7191	午前 7:30 ～ 午後 7:00	午前 7:30 ～ 午後 7:00	2か月	9:00	17:00
保 事 業 施 設 事 業 内	にじのもり保育園	19	千渡1585-1	64-2255	午前 7:30 ～ 午後 7:00	午前 7:30 ～ 午後 7:00	2か月	9:00	17:00
	保育園すまいる くりえいと1	19	西茂呂4-41-2	74-5405	午前 7:30 ～ 午後 6:30	午前 7:30 ～ 午後 6:30	2か月	8:00	16:00

幼稚園・認定こども園・保育園・子育て支援マップ

